

# 「三重県特定非営利活動促進法施行条例」「三重県特定非営利活動促進法等施行規則」の一部改正に対する意見募集（パブリックコメント）について

## 1 意見募集の趣旨

今年6月に特定非営利活動促進法(NPO法)が改正され、特定非営利活動法人(NPO法人)の認証制度に大幅な見直しが行なわれました。また、これまで国税庁長官が行ってきた租税特別措置法上の認定NPO法人制度が廃止され、新たに、NPO法に基づき都道府県知事又は指定都市の長が行う認定NPO法人制度が創設されるとともに、併せて仮認定の仕組みの導入等が行われました(平成24年4月1日施行)。

これを踏まえ、三重県においても、知事が行うNPO法人の認証事務や認定NPO法人の認定事務等についての必要な事項を定めるため、「三重県特定非営利活動促進法施行条例」の一部改正を行います。

つきましては、上記条例及び規則の一部改正について、広く県民の皆さんからのご意見を募集いたします。

※本資料のほかに、特定非営利活動促進法の改正内容についての詳細は、内閣府NPOホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)内に関連情報が掲載されていますのでご参照ください。

## 2 意見募集の期間

平成23年11月22日(火曜日)から平成23年12月22日(木曜日)(必着)

## 3 説明会の開催

下記の4会場で開催しますので、参加を希望される方は、7の申込先までお申し込みください。

### (1) 津会場

平成23年12月12日(月曜日)19時00分～  
みえ県民交流センター ミーティングルームA

### (2) 伊勢会場

平成23年12月13日(火曜日)19時00分～  
いせ市民活動センター 北館(いせシティプラザ)2階会議室A

### (3) 四日市会場

平成23年12月15日(木曜日)19時00分～  
四日市市なやプラザ 2階会議室2

### (4) 尾鷲会場

平成23年12月16日(金曜日)19時00分～  
県尾鷲庁舎 3階301会議室

## 4 ご意見の提出方法

- (1) お名前、住所、連絡先(電話番号等)を記入のうえ、下記の「送付先、問い合わせ先」まで、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法でお送りください。
- (2) 提出様式は、下記関連資料の「ご意見記入様式」のほか、任意の様式でも結構です。
- (3) 任意の様式の場合は、表題に「NPO法施行条例・規則改正案についての意見」と明記してください。
- (4) 電話によるご意見はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

## 5 ご提出いただいたご意見の取り扱い

皆様からいただきましたご意見は、参考にさせていただくとともに、ご意見の概要とそれに対する県の考え方については、三重県ホームページにおいて公表させていただきます。

なお、提出いただいたご本人への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

## 6 個人情報等の取り扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、三重県個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表はいたしません。また、提出されたご意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表いたしません。

## 7 説明会の申込・ご意見の送付先・問い合わせ先

三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室NPOグループ

〒514-0009 津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階

電話番号:059-222-5981 FAX番号:059-222-5984

メールアドレス [seiknpo@pref.mie.jp](mailto:seiknpo@pref.mie.jp)

## 三重県特定非営利活動促進法施行条例の改正概要

平成 23 年 11 月  
三重県男女共同参画・NPO 室

### 改正の趣旨

今年 6 月に特定非営利活動促進法（NPO 法）が改正され、特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証制度に大幅な見直しが行われたほか、これまで国税庁長官が行ってきた租税特別措置法上の認定 NPO 法人制度が廃止され、新たに、NPO 法に基づき都道府県知事又は指定都市の長が行う認定 NPO 法人制度が創設され、併せて仮認定の仕組みの導入等が行われました。

これを踏まえ、三重県においても、知事が行う NPO 法人の認証事務や認定 NPO 法人の認定事務等についての必要な事項を定めるため、「三重県特定非営利活動促進法施行条例」の一部改正を行います。

### 改正の内容

#### 1 趣旨（条例 1 条）

- 改正 NPO 法に認定制度・仮認定制度が導入されたことに伴い、趣旨規定を次のとおりとします。

この条例は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度及び認定特定非営利活動法人制度等の公正な運営の確保を図るため、法第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人等に関する事項について定めるものとする。

#### 2 活動分野の追加

- 法第 2 条別表 20 号に規定する「法第 2 条別表各号に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動」については、三重県では新たな活動項目を条例で追加しない方針です。これは、他に定められている 19 の活動分野で非営利活動の分野をカバーできること、新たに追加できる分野は 19 の活動分野に準じる内容とされているため 19 の分野で読み込める活動しか追加できないこと、新たな分野を定款に定めた法人は同じ分野を定めていない所轄庁への移転が認められないことなどの理由からです。

#### 3 設立認証申請書類の縦覧時における軽微な事項の補正（新規）

- 改正 NPO 法第 10 条第 3 項の軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るもの

とします。

- 補正を行う場合は、規則で定める補正書を知事に提出するものとします。
- この規定は、定款変更の認証申請及び合併の認証申請においても準用します。

#### 4 認証審査期間

- 改正NPO法では、認証審査期間は、縦覧期間が終了した日から2ヶ月以内とし、都道府県または指定都市が条例でこれより短い期間を定めた場合はこの期間とすることができますが、三重県では、認証期間は縦覧期間終了後2ヶ月とし、これより短い期間を条例で定めない方針です。これは、現時点でも縦覧期間終了後1ヶ月以内に認証を行っていますが、認証申請が集中した場合など特殊事情によっては1ヶ月以上かかる可能性があること、認証期間については申請者の事情等を考慮した柔軟な対応を行っているためです。実際の運用においては、縦覧期間終了後迅速に認証を行うよう対応していきます。

#### 5 社員総会の議事録（新規）

- 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないものとします。
- 法14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次の事項を内容とするものとします。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容</li><li>② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称</li><li>③ 社員総会の決議があったものとみなされた日</li><li>④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</li></ul> |
|--|

#### 6 事業報告書等の閲覧又は謄写（条例5条）

- 事業報告書等の謄写を請求するものは、謄写に要する費用を負担しなければならないものとします。
- その他閲覧、謄写については、規則で定めます。

#### 7 閲覧用書類の提出（削除）

- 知事が閲覧に供するための書類については、これまで条例5条2項で閲覧用書類の提出を定めていましたが、法人の書類作成の負担を軽減するために、同規定は削除します。なお、今後知事が行う閲覧及び謄写に供するための書類は、原則提出された書類の正本で行うこととします。

#### 8 認定NPO法人の認定申請等（新設）

- 法44条1項の規定による認定を受けようとするNPO法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

**9 認定の有効期間の更新申請（新設）**

- 法 51 条 2 項の有効期間の更新を受けようとする認定 N P O 法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

**10 非所轄法人の書類の提出等（新設）**

- 三重県内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 N P O 法人のうち三重県知事が所轄するもの以外のもの（以下「非所轄法人」という。）が、法 52 条 1 項の規定により法 29 条（事業報告書等の提出）の規定を読み替えて適用する場合は、条例 4 条 1 項の規定により事業報告書等を三重県知事に提出しなければならないものとします。
- 非所轄法人が、法 25 条 3 項の定款の変更の認証を受けたときは、法 52 条 2 項の規定により、同項に掲げる書類を添付して、別に規則で定める提出書を知事に提出するものとします。
- 非所轄法人が、法 25 条 6 項の定款の変更の届出を行う場合は、同項に掲げる書類を添付して、別に規則で定める提出書を知事に提出するものとします。

**11 役員報酬規程等の提出（新設）**

- 法 55 条 1 項の規定による書類（法 54 条 2 項 2 号の書類については、既に当該書類を提出しており、その内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）の提出は、法 54 条 2 項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して 7 日以内に提示に提出しなければならないものとします（事業年度初めの 3 ヶ月 + 7 日以内となり現行の認証 N P O 法人の事業報告書等の提出期限と同一です）。

**12 助成金支給書類等の提出（新設）**

- 法 55 条 2 項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合の法 54 条 3 項の書類の提出は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合の法 54 条 4 項の書類の提出は事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出の困難なときは、事後地帯なく）行うものとします。

**13 役員報酬規程等の閲覧等（新設）**

- 法 56 条の役員報酬規程等の閲覧又は謄写については、**7**の規定を準用します。

**14 仮認定の申請（新設）**

- 法 58 条 1 項の規定による仮認定を受けようとする N P O 法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

**15 仮認定NPO法人に関する規程の準用（新設）**

- 10から13までの規定は仮認定NPO法人について準用します。

**16 合併の認定の申請（新設）**

- 法63条1項又は同条2項の認定を受けようとする認定NPO法人又は仮認定NPO法人は、条例8条（NPO法人の合併の認証申請）の申請書の提出に併せて申請書を知事に提出しなければならないものとします。

**17 情報通信の技術を利用する方法による手続**

- 法74条の規定により、認証や届出等の手続を、情報通信の技術を利用する方法で行うことができる旨条例で定めることが可能ですが（例：NPO法人の設立申請を電子申請・届出システムによる行うなど）、現時点では、これらの方法を条例で定めない方針です。今後、実施体制の整備や一定のニーズが見込まれるなどの事情により検討していきたいと考えています。

**18 電磁的記録による保存（新設。現行条例11条は削除）**

- 法75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「電子文書法」という。）3条1項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の保存とします。

- ① 法14条（法39条2項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の備置き
- ② 法28条1項の規定による事業報告書等の備置き
- ③ 法28条2項の規定による役員名簿及び定款等の備置き
- ④ 法35条1項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
- ⑤ 法54条1項（法62条（法63条5項において準用する場合を含む。）及び法63条5項において準用する場合を含む。）の規定による法44条2項2号及び3号に掲げる書類の備置き
- ⑥ 法54条2項から4項まで（これらの規定を法62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法54条2項各号に掲げる書類、同条3項の書類並びに同条4項の書類の備置き

- NPO法人が、電子文書法3条1項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。
- NPO法人が電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないものとします。

## 19 電磁的記録による作成（新設）

- 法 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法 4 条 1 項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とします。

- ① 法 14 条（法 39 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の作成
- ② 法 28 条 1 項の規定による事業報告書等の作成
- ③ 法 35 条 1 項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
- ④ 法 54 条 2 項から 4 項までの規定による法 54 条 2 項各号に掲げる書類、同条 3 項の書類並びに同条 4 項の書類の作成

- NPO 法人が、電子文書法 4 条 1 項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。

## 20 電磁的記録による縦覧等（新設）

- 法 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法 5 条 1 項の条例で定める縦覧等は、次に掲げる書面の閲覧とします。

- ① 法 28 条 3 項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
- ② 法 45 条 1 項 5 号（法 51 条 5 項及び法 63 条 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧
- ③ 法 52 条 4 項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
- ④ 法 54 条 5 項（法 62 条において準用する場合を含む。）の規定による法 44 条 2 項 2 号及び 3 号に掲げる書類並びに法 54 条 2 項 2 号から 4 号までに掲げる書類、同条 3 項の書類及び同条 4 項の書類の閲覧

- NPO 法人が、電子文書法 5 条 1 項の規定に基づき、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。

## 施行期日

- 平成 24 年 4 月 1 日 条例施行（法の施行と同日）

## 三重県特定非営利活動促進法等施行規則の改正概要

平成 23 年 11 月  
三重県男女共同参画・NPO 室

### 改正の趣旨

今年 6 月に特定非営利活動促進法（NPO 法）が改正され、特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証制度に大幅な見直しが行われたほか、これまで国税庁長官が行ってきた租税特別措置法上の認定 NPO 法人制度が廃止され、新たに、NPO 法に基づき都道府県知事又は指定都市の長が行う認定 NPO 法人制度が創設され、併せて仮認定の仕組みの導入等が行われました。

これを踏まえ、三重県においても、知事が行う NPO 法人の認証事務や認定 NPO 法人の認定事務等についての必要な事項を定めるため、「三重県特定非営利活動促進法等施行規則」の一部改正を行います。

### 改正の内容

#### 1 事業報告書等の閲覧及び謄写（規則 10 条）

- 事業報告書等の閲覧又は謄写の請求を行う場合は、「閲覧又は謄写請求書」により行うこととします。
- 事業報告書等の閲覧又は謄写の場所は、三重県生活・文化部において行うものとします。
- 事業報告書等の謄写に要する費用の負担については、三重県情報公開条例施行規則（平成 12 年三重県規則第 5 号）10 条の例によります。

具体的な謄写費用の額は次のとおりとなります。

A 3 判まで	白黒の場合	1 枚につき 10 円
	カラーの場合	1 枚につき 40 円

#### 2 認定等の通知（新規）

- 知事は、法第四十四条第一項に規定する認定、法第五十一条第二項に規定する認定の有効期間の更新、法第五十八条第一項に規定する仮認定、法第六十三条第一項又は同条第二項の認定をした場合は、遅滞なく、その旨を当該特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を含む。）の主たる事務所の所在する市町の長に通知するものとします。

#### 3 電磁的記録の保存の方法（新規、現行の規則 11 条は削除します）

- NPO 法人が、電子文書法 3 条 1 項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合として規則で定める方法は、次のとお



りとします。

- ① 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- ② 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

- 特定非営利活動法人が、電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないものとしします。

#### **4 電磁的記録の作成の方法（新規、現行の規則 11 条は削除します）**

- NPO 法人が、電子文書法 4 条 1 項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合として規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法としします。

#### **5 電磁的記録の縦覧等の方法（新規、現行の規則 11 条は削除します）**

- NPO 法人が、電子文書法 5 条 1 項の規定に基づき、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合として規則で定める方法は、特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を紙その他の有体物に印刷して表示する方法としします。

#### **6 その他（改正、新規）**

- NPO 法人制度に係る様式の追加及び改正、認定・仮認定 NPO 法人制度に係る様式の規定を行います。

#### **施行期日**

- 平成 24 年 4 月 1 日 規則施行（法及び条例の施行と同日）

## 特定非営利活動促進法（NPO 法）改正の概要

※ [条例〇](#)、[規則〇](#)はそれぞれ、条例改正案及び規則改正案の項目番号に対応しています。

### 1. 総則

---

#### (1) 目的の改正…[条例 1](#)

目的規定について、認定制度・仮認定制度の導入に伴って、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」という記述が加わりました。

#### (2) 活動分野の追加…[条例 2](#)

これまでの 17 の活動分野に加え、次の 3 つの活動分野が追加されました。

- ① 観光の振興を図る活動
- ② 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ③ 法第 2 条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動

### 2. 認証制度の見直し

---

#### (1) 所轄庁の変更

2 以上の都道府県に事務所を設置する NPO 法人については、これまで内閣府が所管庁となっていましたが、主たる事務所の所在する都道府県に（一つの政令指定都市のみに所在する NPO 法人については、当該政令指定都市に）移管されます。

#### (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化…[条例 3～5、7](#)

- ① 縦覧期間中に軽微な不備に係る事項があった場合は、申請書の受理から 1 ヶ月間は補正が可能になります。
- ② 認証審査期間は、縦覧期間が終了した日から 2 ヶ月以内で都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めた場合は、その期間に短縮されます。
- ③ 社員総会の決議について、書面や電磁的記録による社員全員の同意の意思表

示に替えることが可能になります。

- ④ 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定が削除されました(定款による代表権の制限で第三者に対抗することができるようになります)。
- ⑤ 定款の変更の際に、所轄庁へ届出のみで足りる(認証を要さない)事項として次の事項が追加されました。
  - 役員の定数
  - 会計に関する事項
  - 事業年度
  - 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)
- ⑥ 届出事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更に係る社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないとされました(現行は、事業報告書等の提出時に届け出ることとされています)。
- ⑦ 解散時における解散公告について、「清算人の就任後2月以内に、少なくとも3回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化されます。

### (3) 未登記法人の認証取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても設立を登記しないときは、認証取消の対象となります(合併の場合も同様)。

### (4) 会計の明確化

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」(活動に係る事業の実績を表示するもの)に変更され、あわせて、設立時に作成する「収支予算書」が「活動予算書」に改められます(当分の間は収支計算書若しくは収支予算書で提出可能)。

また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置づけになります。

### (5) 情報開示の充実…条例6 規則1

- ① 事業報告書等(事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録、年間役員名簿、社員名簿)、最新の役員名簿及び定款等を、主たる事務所だけでなく、従たる事務所においても原則閲覧させることが必要になります。
- ② 所轄庁は、事業報告書等、役員名簿、定款等の閲覧に加え、これらの書類の謄写の請求があったときは、これらを謄写させることとされました。

### 3. 認定制度・仮認定制度の導入

---

#### (1) 新たな認定制度の創設…**条例 8～13、16** **規則 2**

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定を受けることができるようになります（現行の国税庁による認定制度は廃止）。

##### 【認定の要件】

- ① 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト（PST）基準）として次のいずれかに適合すること
  - 相対値基準：経常収入金額のうちに寄付金等収入額の占める割合が5分の1以上
  - 絶対値基準：3,000円以上の寄付を行った者が平均100人以上
  - 個別の条例指定：その事務所が所在する地域の地方団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人であること
- ② 活動の対象や便益の及ぶ者が会員等に限られるなどの共益的な活動が50%以下
- ③ 運営組織及び経理について適正であること
- ④ 事業活動について、一定の要件を満たしていること
- ⑤ 情報公開が適正にされていること
- ⑥ 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- ⑦ 法令違反、不正の行為などが無いこと
- ⑧ 設立後1年を超える期間を経過していること

##### 【認定の有効期間】

認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6ヶ月前から3ヶ月前までに申請を要します。

##### 【認定NPO法人の情報開示等】

認定NPO法人は、以下の書類を事務所に備え置き、閲覧させなければなりません。

- 認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 前事業年度の寄付者名簿（備え置きのみ、閲覧の対象外）
- 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

- 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡に関する事項、寄付金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

## (2) 仮認定制度の導入…**条例 14～16**

設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実に鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST要件を免除した仮認定(有効期間は3年間)により税制優遇を受けられる制度—仮認定制度—が導入されます。

経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定の対象になります。

## (3) 監督規定の整備

- 所轄庁は、必要に応じて、監督権限(報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し)を行使することができます。また、その他の事業から生じた利益が、特定非営利活動に係る事業に確実に充てられることを担保するため、必要に応じて、その他の事業の停止を命ずることができます。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人について、所轄庁による監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告徴収及び検査、勧告、命令)を行使することができます。
- 所轄庁と従たる事務所所在地の知事が、関係機関と連携して監督できるよう、関連情報の通知などの仕組みを設けることとされます。

## 4. その他…**条例 17～20** **規則 3～6**

---

### (1) 情報の提供

内閣府及び所轄庁は、NPO法人の活動状況に関するデータベースの整備などを通じて情報提供に取り組むこととされました。

### (2) 施行期日

この改正は、平成24年4月1日から施行されます。

### (3) 検討

改正法施行後3年を目途として、認定制度や「特定非営利活動法人」という名称の在り方について見直しが行なわれることとされました。

## 三重県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年10月16日三重県条例第43号)

【沿革】平成15年3月17日三重県条例第18号改正  
平成20年3月26日三重県条例第14号改正  
平成20年10月24日三重県条例第45号改正

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度の公正な運営の確保を図るため、法第二章の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請等)

第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 二 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては区)の長が発給する文書
- 三 当該役員が前二号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第三号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。

5 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第三十条の七第五項第一号の規定により他の都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

6 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び公衆の縦覧については、規則で定めるところによる。

(表決権の行使に係る電磁的方法)

第二条の二 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第三条 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 変更の内容

三 変更の理由

(事業報告書等の提出)

第四条 特定非営利活動法人は、法第二十九条第一項の事業報告書等、役員名簿等及び定款等を法第二十八条第一項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して七日以内に知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の閲覧等)

第五条 法第二十九条第二項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

2 法第二十九条第二項の規定による閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の下欄に掲げる時期においてそれぞれ一通提出しなければならない。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
一 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第十条第一項第一号の書類、法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。この項の下欄において同じ。)の登記に関する書類の写し及び法第十四条の設立の時の財産目録又は法第三十五条第一項の財産目録	法第十三条第二項の規定による届出書の提出時に併せて提出
二 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出

(成功の不能による解散の認定申請)

第六条 法第三十一条第二項の規定による解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 三 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第七条 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解散した特定非営利活動法人の解散前における名称
- 二 清算人の住所又は居所及び氏名
- 三 譲渡すべき残余財産
- 四 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証申請)

第八条 法第三十四条第三項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人（その合併後三重県内のみに事務所を置く特定非営利活動法人に限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第二条第二項から第五項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第九条 法第三十五条第一項の財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(情報提供を受けた書類の写しの閲覧)

第十条 法第四十四条第三項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

(書面の保存等における情報通信の技術の利用)

第十一条 法第四十四条の三に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

(規則への委任)



第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第十八号）

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十八号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第十四号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十四日三重県条例第四十五号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成10年10月16日三重県規則第69号)

【沿革】平成11年12月3日三重県規則第115号改正  
 平成13年3月30日三重県規則第52号改正  
 平成14年3月29日三重県規則第35号改正  
 平成15年4月15日三重県規則第52号改正  
 平成15年8月8日三重県規則第71号改正  
 平成16年3月31日三重県規則第22号改正  
 平成16年12月28日三重県規則第84号改正  
 平成17年3月7日三重県規則第9号改正  
 平成17年10月21日三重県規則第76号改正  
 平成18年1月10日三重県規則第5号改正  
 平成18年3月31日三重県規則第53号改正  
 平成19年5月22日三重県規則第44号改正  
 平成20年3月26日三重県規則第23号改正

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)及び三重県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年三重県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書)

第二条 条例第二条の申請書は、設立認証申請書(第一号様式)とする。

(受理通知書)

第三条 知事は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付された前条、第八条及び第十四条の申請書並びに法第二十六条第一項の規定により変更前の所轄庁を經由して提出された所轄庁の変更を伴う第八条の申請書を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(公告及び公衆の縦覧)

第四条 条例第二条第五項の公告は、三重県公報に登載して行う。

2 条例第二条第五項の公衆の縦覧は、三重県生活・文化部において行う。

(認証の通知及び公告)

第五条 知事は、法第十条第一項、法第二十五条第三項及び法第三十四条第三項に規定する認証をした場合は、遅滞なく、その旨を当該特定非営利活動法人の主たる事務所の存する市町の長に通知するとともに、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 認証年月日

二 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

2 前項に規定する公告については、前条第一項の規定を準用する。

(設立登記完了届出書)

第六条 法第十三条第二項の届出書は、設立登記完了届出書(第二号様式)とする。

(役員の変更等届出書)

第七条 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員の変更等届出書(第三号様式)により行うものとする。

2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における条例第二条第四項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款変更認証申請書)

第八条 条例第三条の申請書は、定款変更認証申請書(第四号様式)とする。

(定款変更届出書)

第九条 法第二十五条第六項の規定による届出は、定款変更届出書(第五号様式)により行うものとする。

(事業報告書等提出書)

第九条の二 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書(第五号様式の二)により行うものとする。

(閲覧の場所)

第十条 条例第五条第一項の閲覧については、第四条第二項の規定を準用する。

(閲覧用書類提出書)

第十条の二 条例第五条第二項の規定による書類の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 設立又は合併の認証を受けた場合 設立又は合併の認証に係る閲覧用書類提出書(第五号様式の三)
- 二 定款の変更の認証を受けた場合 定款の変更の認証に係る閲覧用書類提出書(第五号様式の四)

(解散認定申請書)

第十一条 条例第六条の申請書は、解散認定申請書(第六号様式)とする。

(解散届出書等)

第十二条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書(第七号様式)により行うものとする。

2 前項の解散届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(残余財産譲渡認証申請書)

第十三条 条例第七条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(第八号様式)とする。

(合併認証申請書)

第十四条 条例第八条第一項の申請書は、合併認証申請書(第九号様式)とする。

(合併登記完了届出書)

第十五条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の届出書は、合併登記完了届出書(第十号様式)とする。

(清算人就職届出書等)

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就職届出書(第十一号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し

なければならない。

(清算終了届出書等)

第十七条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書（第十二号様式）により行うものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(検査職員の身分証明書)

第十八条 法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、第十三号様式とする。

(情報提供を受けた書類の写しの閲覧)

第十九条 条例第十条の閲覧については、第四条第二項の規定を準用する。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第二十条 条例第十一条第二項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第二十一条 条例第十一条第二項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

第二十二条 条例第十一条第二項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日三重県規則第五十二号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日三重県規則第三十五号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年四月十五日三重県規則第五十二号）  
この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十五年八月八日三重県規則第七十一号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日三重県規則第二十二号抄）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十八日三重県規則第八十四号抄）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県規則第七十六号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年一月十日三重県規則第五号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日三重県規則第五十三号抄）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年五月二十二日三重県規則第四十四号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県規則第二十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項、第十七条第一項及び第一号様式から第十二号様式までの改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。



「三重県特定非営利活動促進法施行条例」「三重県特定非営利活動促進法等施行規則」の一部改正に対する意見募集（パブリックコメント）についての意見

【提出先】（郵 送） 〒514-0009 津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階  
 三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室  
 NPOグループ  
 （ファクシミリ） 059-222-5984  
 （電子メール） [seiknpo@pref.mie.jp](mailto:seiknpo@pref.mie.jp)

【締 切】 平成23年12月22日（木曜日）必着

お名前	
住 所	
連絡先（電話番号等）	

<p style="text-align: center;"><b>該 当 箇 所</b></p> <p>※項目、記載ページ等どの部分か分かるように記入してください。全般にかかるとは、「全般」と記入してください。</p>	<p>意 見</p>

※ 用紙が不足する場合は適宜追加してください。